

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00034 沿革 (略) <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00034 沿革 (略)</p>	
<p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条)</p> <p> 第1節 定義等 (第1条 - 第13条)</p> <p> 第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条)</p> <p> 第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条)</p> <p> 第4節 保険料率算定等 (第34、第35条)</p> <p> 第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条)</p> <p> 第6節 保険料 (第41条、第42条)</p> <p> 第7節 確定通知 (第43条 - 第46条)</p> <p> 第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条)</p> <p>第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条)</p> <p>第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条)</p> <p>第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条)</p> <p>第5章 雑則 (第70条 - 第71条)</p>	<p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条)</p> <p> 第1節 定義等 (第1条 - 第13条)</p> <p> 第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条)</p> <p> 第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条)</p> <p> 第4節 保険料率算定等 (第34、第35条)</p> <p> 第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条)</p> <p> 第6節 保険料 (第41条、第42条)</p> <p> 第7節 確定通知 (第43条 - 第46条)</p> <p> 第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条)</p> <p>第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条)</p> <p>第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条)</p> <p>第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条)</p> <p>第5章 雑則 (第70条 - 第71条)</p>	
<p>第1章 一般的事項</p> <p> 第1節～第2節 (略)</p>	<p>第1章 一般的事項</p> <p> 第1節～第2節 (略)</p>	
<p> 第3節 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格 (以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険 (船舶) 特約書、貿易一般保険包括保険 (鉄道車両) 特約書若しくは技術提供特約書 (以下「設備財等包括特約書」と総称する。)が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第3条第2号又は第4号の信用危険 (以下「船</p>	<p> 第3節 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格 (以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険 (船舶) 特約書、貿易一般保険包括保険 (鉄道車両) 特約書若しくは技術提供特約書 (以下「設備財等包括特約書」と総称する。)が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第3条第2号又は第4号の信用危険 (以下「船</p>	

新	旧	備考
<p>後信用危険」という。) のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第2「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>後信用危険」という。) のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第2「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に<u>直接又はファクシミリにより</u>提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>第29条～第32条 (略)</p>	<p>第29条～第32条 (略)</p>	
<p><u>(未使用の確認金額に係る取扱い)</u></p> <p>第33条 第29条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がE格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。</p>	<p><u>(確認証の返却)</u></p> <p>第33条 第29条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がE格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。</p>	
<p>第4節～第8節 (略)</p>	<p>第4節～第8節 (略)</p>	
<p>第2章～第5章 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p> <p>2 <u>第28条、第31条、第32条及び第33条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、改正前の個別保証枠確認申請書 (OCRシート20001) 及び貿易一般保険 (決済/枠戻) 通知書 (OCRシート20000) による提出を認めるものとする。</u></p>	<p>第2章～第5章 (略)</p>	
<p>別表第1 (略)</p>	<p>別表第1 (略)</p>	
<p>別表第2 (第60条関係)</p>	<p>別表第2 (第60条関係)</p>	

新	旧	備考
<p>約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に対象契約の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（注）*1～*3 （略） *4：第60条第3項各号のいずれかに該当する対象契約の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。 *5～*9 （略）</p>	<p>約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第3条第2号又は第4号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に対象契約の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱い及びてん補範囲等についても下表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（注）*1～*3 （略） *4：第60条第4項各号のいずれかに該当する対象契約の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。 *5～*9 （略）</p>	
別表第3 （略）	別表第3 （略）	
別紙様式第1 （略）	別紙様式第1 （略）	
<p>別紙様式第2</p> <p>個別保証枠確認申請書</p> <p><u>独立行政法人日本貿易保険のホームページ (http://nexi.go.jp/) にてご提供しておりますWeb サービスによりご提出ください。</u></p>	<p>別紙様式第2</p> <p>個別保証枠確認申請書</p> <p><u>OCRシート (2 0 0 1) をご使用ください。</u></p> <p><u>*OCRシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。</u></p>	
別紙様式第3～別紙様式第4 （略）	別紙様式第3～別紙様式第4 （略）	

新	旧	備考
<p>別紙様式第5</p> <p>貿易一般保険(決済/粹戻)通知書</p> <p><u>独立行政法人日本貿易保険のホームページ (http://nexi.go.jp/) にてご 提供しております Web サービスによりご提出ください。</u></p>	<p>別紙様式第5</p> <p>貿易一般保険(決済/粹戻)通知書</p> <p><u>OCRシート (2 0 0 0) をご使用ください。</u></p> <p><u>*OCRシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております (無料)。</u></p>	
<p>別紙様式第6～別紙様式第7 (略)</p>	<p>別紙様式第6～別紙様式第7 (略)</p>	